

資 料 目 次

第 514 回 福井地方最低賃金審議会 (R6. 8. 9)

項番	資 料 名
	福井県最低賃金の改正決定に関する報告書
	令和 6 年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

令和 6 年 8 月 9 日

福井地方最低賃金審議会

会長 岡崎 英一 殿

福井地方最低賃金審議会

福井県最低賃金専門部会

部会長 井花 正伸

福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 7 月 4 日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行ったところ、令和 4 年 10 月 2 日発効の福井県最低賃金（時間額 888 円）は令和 4 年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

井花 正伸

岡崎 英一

坪川 貞子

労働者代表委員

杉田 公太郎

玉川 忠春

山田 佐智生

使用者代表委員

酒井 尚之

豊嶋 雅子

山埜 浩嗣

福井県最低賃金

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 9 8 4 円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 888 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 10 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額（93,833 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金の下回っていることは認められなかった。

（注）1 か月換算額

888 円（福井県最低賃金）×173.8（1 か月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）=124,548 円

令和 6 年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

- 1 令和 6 年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。

福井県最低賃金 時間額 931 円を 53 円（5.7%）引上げ、時間額 984 円とする

- 2 改正額の検討（【 】…参照した資料、太字…特に小規模事業者に関連する部分）

（1）改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力）のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねて行くことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安（B ランク 50 円）は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にすべきもので、当審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態、特に小規模事業者を目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記 3 要素のほか、地域からの要請事項である最低賃金の地域間格差の是正についても、昨年度に引き続き検討を行った。

ア 令和 5 年度改正

昨年度の福井県最低賃金の引上げ額は 43 円で、引上げ率（4.84%）は、目安 B ランク（28 道府県）の中では 4 番目に高かった【第 512 回第 1-87 頁】。

昨年 6 月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）によれば、改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者割合（影響率）は 18.0%であったが、本年度改正審議で明らかになった昨年の目安 B ランク全体の影響率は 20.5%であり【第 512 回第 1-205 頁】、ランク内では 21 番目【第 511 回-189 頁】であった。

本年 6 月に実施した基礎調査によれば、最低賃金額（時間額 931 円）を下回っている労働者割合（未満率）は 1.2%であり、これまでの福井県最低賃金の未満率の推移に大きな変化は認められなかった。

イ 賃金

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合福井の集計結果で、全体では 5.10%（前年実績 3.61%）、中小では 100～299 人規模 3.83%（同 2.83%）、100 人未満規模 3.48%（同 2.95%）となっており、昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっている【第 511 回-185 頁】。

福井県経営者協会による賃金改定調査結果（中間報告）では、全体では 3.72%（前年 3.23%）、業種別では製造業 4.20%（同 3.34%）、非製造業 3.31%（同 3.14%）、となっている【第 511 回-140 頁】。

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの状況が見られるが、人材確保と労働者のモチベーションアップのために賃上げをした、いわゆる「防衛的賃上げ」であることは労使共通した認識である。

連合本部の 2024 春季生活闘争第 6 回回答集計では、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で 62.7 円、率 5.74%（昨年 5.01%）となっている【第 512 回第 1-49 頁】。

賃金上昇率は、本年 6 月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、第 4 表①②の B ランクにおいて 2.4%（前年 2.0%）となり、ランク計 2.3%は、平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。【第 512 回第 1-194、195 頁】。

なお、この第 4 表は、金額審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

また、令和 5 年のパートタイム労働者の 1 求人あたりの募集金額下限額は平均 1,021 円（前年 984 円）で推移し【第 512 回第 1-76 頁】、賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模 10 人以上、令和 5 年）は 186.0 千円（試算時給 1,114 円相当）で推移しており、最低賃金よりも高い水準にある【第 510 回-55 頁】。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、使用者代表委員からの現状報告により中小企業・小規模事業者の現況を把握しながら、次に示す各種統計資料を基に議論を行った。

令和 5 年の国内企業物価指数は、前年比 4.2%上昇となっており【第 512 回第 1-39 頁】、福井市消費者物価の前年比 3.1%上昇を上回っている【第 510 回-13 頁】。

主に規模 10 人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の

特別調査（令和５年１２月期）によれば、コスト上昇に対する価格転嫁の状況は、約８割の事業所で価格転嫁するも、価格転嫁率は３０．７％にとどまっている【第５１１回－１６１頁】。

同じく特別調査（令和６年６月期）によれば、内的要因の経営課題として約４割の事業者が「受注・販売量不足」「人材確保・育成」を挙げ、約３割の事業者が「価格の適正化」を挙げている。外的要因の経営課題として約８割の事業者が「原材料・燃料価格高騰」を挙げている【第５１１回－１５４～１５５頁】。

上記イ記載の賃金引上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

本年６月に実施した基礎調査によれば、現行時間額９３１円から５３円引き上げた場合の影響率は２２．０％であり【第５１２回第３－８頁】、昨年の全国の影響率（２１．６％）と比較して微増にとどまる【第５１２回第１－５４頁】。

なお、地域差を勘案するに当たって、従業者５０人以上かつ資本金額又は出資金額３,０００万円以上を調査対象とする企業活動基本調査（経済産業省）の２０２２年度（令和４年度）実績から、従業者一人当たり経常利益・従業者一人当たり付加価値額を試算すると、本県の全産業における従業者一人当たり経常利益（２００万円）は北陸３県で最も高く、従業者一人当たり付加価値額（７６７万円）は富山県に次いで高くなっている【第２回専門－２７】。

エ 労働者の生計費

消費者物価指数（福井市）は、昨年度の最低賃金が発効した令和５年１０月～本年５月までの「持家の帰属家賃を除く総合」で対前年同期比２．９８％（単純平均）上昇している【第５１１回－１１８頁】。

加えて、消費者物価指数（全国）は、年間１５回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目について、令和５年１０月～令和６年６月までの期間で見た場合は平均５．４％で、前年同期の令和４年１０月～令和５年６月までの平均４．８％から引き続いて高い水準となっている【第５１２回第１－４２０頁】。

一方、毎月勤労統計地方調査結果（福井県）では、実質賃金指数が令和４年１月以降（令和５年１１月を除き）、前年同月比がマイナス圏内（本年４月分では▲２．１％）で推移している【第５１１回－３４頁】。

上記イ記載の賃金改定状況調査や基礎調査の上昇率と比べると、賃上げの状況は消費者物価の上昇に追い付いておらず、生活必需品を含む支

出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要性があることは、労使共通の認識である。

引上げ率は、物価上昇の水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活費必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

なお、令和5年消費者物価地域差指数における、10大費目別消費者物価地域差指数の「総合」を都道府県別にみると、全国平均100とした場合、福井県は99.1で18番目、石川県は99.4で14番目、富山県は98.8で23番目となっており、その内訳である「食料」は、福井県は全国で6番目に高く、石川県、富山県は8番目である【第511回-131頁】。

令和5年4月の世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いた試算では、単身世帯の標準生計費に対する賃金時間単価は1,009円が必要であり、昨年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると1,027円となる【第511回-139頁】。

連合のリビングウェッジでは、県内での最低生活費は17万6千円で、時間単価1,070円を必要としている【第511回-192頁】。

一方、全労連では、全国どこでも時給1,500～1,600円が必要との意見である【第511回-218頁】。

オ 地域間格差

雇用保険の被保険者数及び総務省統計局の労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）によれば、令和5年において、被保険者数又は就業者数は目安Aランク6都府県全てで増加しているのに対し、最低賃金額が低い県では減少傾向が見て取れる【第512回第1-84、85頁】。

連合は、住民基本台帳人口移動報告（移動率、2022）を基に作成した地域別最低賃金と若者の転入超過率を測ると、最低賃金が低い地域では転出が転入を上回る相関関係が現れていると指摘する【第511回-191頁】。

最低賃金の地域間格差の是正については、政府方針に配意し、これまで当審議会においても議論をしてきたが、魅力ある企業を増やす・魅力ある地域づくりを行うことが第一であることは、労使共通の認識である。

当審議会においては、人口減少社会において若者や外国人材から選ばれる地域となることは、本県の持続的な経済の成長のために必要であると理解できることから、改めて地域間格差の是正の必要性を議論した。

なお、本年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用す

ると、以下のとおり。

- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、220 円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している」（連合福井）【第 511 回-183 頁】
- ・ 「最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床になっている」（全労連東海北陸地協）【第 511 回-198 頁】
- ・ 「最も高い東京都で 1,113 円であるのに対し、福井県は 931 円であり、182 円の開きがある。福井県の最低賃金も上昇しているが、東京都等都市部の最低賃金も同様に上昇しているため、地域間格差は一向に縮まらない。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には不可欠である」（福井弁護士会）【第 512 回第 2-12～13 頁】
- ・ 「中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっています。また、福井県の水準は、全国中位にありますが、近隣県の中で最も低い状況にあります。中央最低賃金審議会は 25 日、全国一律 50 円の日安額を答申しました。しかしながら、すでに拡大している地域間格差の縮小・是正のためには、本県含め B、C ランクの道府県はさらなる引き上げが必要となります。これら地域の中小企業に対し、国は、価格転嫁や D X 化の促進など、様々な施策を伴走型で、迅速に講じるようお願いします。福井地方最低賃金審議会には、地域間格差の是正に加え、国際競争の観点からも、若者、外国人から選ばれる県となるよう真摯なご議論をお願いします。」（福井県知事）【第 512 回第 2-17 頁】

（２）改正額

消費者物価指数が、昨年に引き続き高い水準で推移し、県内では長期にわたり実質賃金が目減りし、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法第 1 条に規定する「労働者の生活の安定」を図る主旨からも、この水準を勘案することが適当である。

一方、春季賃金妥結状況等の賃上げ率が高い伸び率となっており、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者に波及させることは、最低賃金法第 1 条に規定する、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものである。

しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足す

るには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の企業収益や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられ、引上げ額は県内の影響率を十分に考慮する必要がある。

また、地域間格差についても、魅力ある企業を増やす・魅力ある地域づくりを推し進め、人口減少社会において若者や外国人材の確保を図る上で、この是正縮小を考慮する必要がある。

そこで、今年度の改正額は、最低賃金法第9条第2項に規定する3要素に、最低賃金の地域間格差の是正を検討に加え、これらを総合的に勘案し、上記1のとおりとする。